



であります。以上の理由から私は本法  
律案に反対するものでございます。  
○委員長(郡祐一君) 他に御発言は  
ございませんか。御発言がないよう  
でありますから、討論は終局したも  
のと認めて、利息制限法の採決に入  
ります。

本案を原案通り可決することに賛成  
の諸君の御挙手を願います。  
〔賛成者挙手〕  
○委員長(郡祐一君) 多数と認めま  
す。よつて本案は多数を以て原案通り  
可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に、日本国に  
おける国際連合の軍隊の地位に関する  
協定の実施に伴う刑事特別法案を問題  
に供します。  
これより討論に入ります。御意見の  
おありの方は賛否を明らかにしてお述  
べを願います。

○羽仁五郎君 私は本法案に反対する  
ものでございます。  
反対の第一の理由は、この法案の基  
礎となつております日米安全保障条約  
というものが現在存続せらるべきもの  
ではないからでございます。日米安全  
保障条約が締結当時、我々はこの日米  
安全保障条約というものが、日本の国  
際的地位を全面的に解決することに重  
大なる妨げになるであろうことを警告  
したのであります。それにもかかわ  
らずこれが締結せられました結果、事  
実におきましてその後日本が国際的に  
全面的に外交関係を回復することが非  
常に困難とされております。而もこの日  
米安全保障条約に伴ひまして最近ではM  
SA受諾というような方向にまで進ん  
で行かれて、日本が国際的に全面的に  
平和を回復し、完全な独立主権を回復

することがいよいよ困難とされてお  
りますことは、本会議において我々が先  
日指摘した通りでございます。  
ところが日米安全保障条約というも  
のと並んで、一層当時に問題になり  
ましたいわゆる一九五一年九月八日  
に、日本国内閣総理大臣吉田茂と、ア  
メリカ合衆国國務長官デイン・アチ  
ソンとの間に交換された公文というも  
のによりまして、日本に日米安全保障  
条約により米軍の駐留と似たような形  
で、併し実質的には全く違ふ意味にお  
いて国際連合の軍隊が日本に駐留する  
ということができるような関係ができ  
たのであります。ところがここには根  
本的に矛盾があるのであります。日  
本が国際連合に加盟を許されて、そ  
うして日本で国際連合の軍隊が活動さ  
れるということであるならば、そこに矛  
盾がないのでありますけれども、日米  
安全保障条約によつて日本が一方的に  
世界の一方の国々とのみ平和を回復し  
て、他方の国々とは対立関係を陥入れ  
られたために、現在に至るまで日本は  
国際連合に加盟することができないの  
のであります。日本は国際連合に加盟し  
ていないのに、国際連合の軍隊が日本  
において活動することが、如何に深刻  
な矛盾を含んでおる問題であるかとい  
うことは多言を用いずして明らかであ  
ります。右が反対の第一の理由であ  
ります。

隊が朝鮮に活動するということになつ  
たのであります。この朝鮮における内  
乱というものに対して外国の軍隊がこ  
れに活動するに至つたというところにつ  
いては、国際法上やはり重大な問題が  
残つておるものと考へます。それと関  
連して第二には、朝鮮における内乱に  
外国の軍隊が介入するようになったそ  
の直接の動機、即ちアメリカの政策と  
いうものに国際連合が協力するように  
なつたという手続についても、国際法  
上重大な問題がございます。このため  
に第三には、朝鮮における国際連合  
軍の活動というものは、或る意味にお  
いて国際連合というものをアメリカの  
政策に盲従を強制するような事件が、  
事件としても考へられざるを得ないこ  
とになつた。この三つの点は特に重大  
でありまして、第二次世界大戦のあの  
悲惨というものを世界各国の国民が体  
験し、又日本国民も再びあいつの悲惨  
を繰返したくないという決意を深くし  
て、それがために国際連合というもの  
が恒久の平和を保障するためにできた  
ものであつて、それを第一次世界大戦  
後の国際連盟の場合、あれは日本が直  
接破壊したのであります。第二次世  
界大戦の後に恒久の平和を保障するた  
めに組織された国際連合というものは、  
如何なる理由によつても破壊する  
ということは許さるべきではない。国  
際連合がアメリカの強制に屈服するよ  
うな状態というものが発生するとい  
うことは、アメリカ自身の問題はさてお  
きまして、我々日本国としても、国際  
連合がそういう一方的に動かされると  
いうことについては、日本自身身の安  
全と幸福ということから考へて、遺憾  
の意を表せざるを得ないのであります。

隊が朝鮮に活動するということになつ  
たのであります。この朝鮮における内  
乱というものに対して外国の軍隊がこ  
れに活動するに至つたというところにつ  
いては、国際法上やはり重大な問題が  
残つておるものと考へます。それと関  
連して第二には、朝鮮における内乱に  
外国の軍隊が介入するようになったそ  
の直接の動機、即ちアメリカの政策と  
いうものに国際連合が協力するように  
なつたという手続についても、国際法  
上重大な問題がございます。このため  
に第三には、朝鮮における国際連合  
軍の活動というものは、或る意味にお  
いて国際連合というものをアメリカの  
政策に盲従を強制するような事件が、  
事件としても考へられざるを得ないこ  
とになつた。この三つの点は特に重大  
でありまして、第二次世界大戦のあの  
悲惨というものを世界各国の国民が体  
験し、又日本国民も再びあいつの悲惨  
を繰返したくないという決意を深くし  
て、それがために国際連合というもの  
が恒久の平和を保障するためにできた  
ものであつて、それを第一次世界大戦  
後の国際連盟の場合、あれは日本が直  
接破壊したのであります。第二次世  
界大戦の後に恒久の平和を保障するた  
めに組織された国際連合というものは、  
如何なる理由によつても破壊する  
ということは許さるべきではない。国  
際連合がアメリカの強制に屈服するよ  
うな状態というものが発生するとい  
うことは、アメリカ自身の問題はさてお  
きまして、我々日本国としても、国際  
連合がそういう一方的に動かされると  
いうことについては、日本自身身の安  
全と幸福ということから考へて、遺憾  
の意を表せざるを得ないのであります。

す。このように現在日本国に国際連合  
の軍隊が存在しておるといふことは、  
その基礎となりました吉田、アチソン  
交換公文或いはそれと並んで結ばれま  
した日米安全保障条約というものにつ  
いても、決してこれを是認することの  
できない理由があります。且つ又、現  
在日本国に連合国の軍隊が存在する直  
接の理由となつておりますところの、  
一九五〇年六月以後の朝鮮における問  
題というものについて国際連合の軍隊  
が動かされたということにつきまして  
も問題がある。

これら以上二つの点について日本  
の國家及び國民の眞実の安全の幸福  
というところ、これら二つの問題が  
それと相反し、又且つ今後の日本  
の眞実の安全と幸福というものを保  
障する方法ではないのであります。而  
もこの法案の直接の目的となつてお  
ります一九五〇年六月以降朝鮮に国際連  
合の軍隊が活動しておるといふ事實  
は、皆さんもよく御承知の通りに、現  
在ジュネーブにおいて開かれておる  
極東平和會議というものによつて完  
全に解決せられるであろう、或いはそ  
の方向に向つてであろうといふことは明  
らかであります。従つて朝鮮において  
国際連合の軍隊が活動するといふこと  
は、もはや終結に近付きつつある事實  
であります。本日まで本法案のよう  
なものがないと考へて置かれていたもの  
が、この法案の立案の直接の理由とな  
るところの事實が、まさに終結に近付  
こうとしておるときに、こゝに法律案  
を出すことの理由は、これを了解する  
に苦しむ。政府は今までこゝに法律  
案を早く出さないで、今日に及んでこ  
ういふ法律案を出さうといふことに妥  
当な理由がないといふことになりませ  
ん。これについてはさきさきの臆測さ  
えも発生せざるを得ないのであります。  
この法律案の眞実の体裁を見まして  
も、この法律案は日本国における国際  
連合の軍隊の地位に関する協定に基  
いてできておるものではあります。が、  
この法律案の重要な点、即ちこの法律  
案が如何なる法律の基礎において立法  
されようとしておるものであるかをこ  
の法律案に明記しておられません。即ち、  
吉田、アチソン公文書というものによ  
るものだというところは、この日本国に  
おける国際連合の軍隊の地位に関する  
協定のほうには書いてございますが、  
この刑事特別法のほうには書いていな  
い。それから本法案が、朝鮮における  
現在まで続いておる不幸な状態が終結  
するならば、当然この刑事特別法とい  
うものは終結するものだというところも  
この法律案の中には書いてございませ  
ん。而もこれが刑事特別法といふ法律  
の性質を持つておるから、これが  
どういふ理由からこゝに法律が動く  
ものであるか。又只今申し上げたよう  
に、こゝに法律が一定の期間の間  
のみ用いられるものであるか、適用され  
るものであるかといふことも、この法  
律案に明記せられることが妥当である  
といふことが考へられるのであります  
が、それらも明記してございませぬ。  
要するに、以上申し上げましたよう  
に、この法律案はその立法の基礎にお  
いて是認することのできない理由があ  
り、且つ又この法律案が解決しよう  
としておる現在の問題というものが、  
国際的にいへば、受当とは考へられな  
い理由があり、且つ又最後にこの問題  
なるものは、すでに終結に近付きつつ

あるのに、今日に及んでこういう法律案を立法しようということに妥当な理由がない。

以上のような理由から私はこの立法に反対するものであります。

○委員長(郡祐一君) 他に御発言はございませんか。御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて、直ちに日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案の採決に入ります。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 多数と認めます。よつて本案は多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

只今可決せられました両案につきましては、例によりまして委員長の本会議における口頭報告の内容等は、便宜御一任を願います。

阿案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名  
〔利島制限法案〕

- 小林 亦治 楠見 義男
- 宮城タマヨ 宮本 邦彦
- 青木 一男 一松 定吉
- 三橋八次郎 上原 正吉
- 中山 福藏
- 小林 亦治 楠見 義男
- 宮城タマヨ 中山 福藏
- 木村篤太郎 上原 正吉
- 宮本 邦彦 青木 一男
- 一松 定吉

〔日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法案〕

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) それでは速記を始めて。

次に、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案を問題に供します。前回よりの質疑の続行をいたします。

○羽仁五郎君 この法律案について第一に伺わなければならないと思いますのは、憲法との関係であり、具体的には、憲法に何いと思いますか、具体的に何いと思いますか、刑法の第八十五条から八十八条までの条文が今日削除されております理由、それを法制局長官から伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御承知の通り、終戦によつて元の軍が解体されましたから、その関係から不必要になつたということ、削られたものと思ひます。

○羽仁五郎君 そうしますと、この本法案は旧刑法第八十五条から八十八条までと規定されておりました内容と内容上関係がございますか、ございませぬでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 旧刑法では、この元の刑法八十五条乃至八十八条の条文の趣旨は、恐らく日本の国を守るという根本趣旨から、守るための必要という根本趣旨からきておつたものと思ひます。その意味では今度の法案も日本の国を守る必要という根本趣旨に基いておるのでありますから、その意味においては共通点があると思ひます。

○羽仁五郎君 そうしますと、刑法八十五条から八十八条までを削除した理由が、今日なくなつたというように政府のほうではお考えになつておるか、即ち軍隊がなくなつたのが軍隊が又発生したということになりますか、それでよろしいですか。

○政府委員(佐藤達夫君) そこまでは突込んで実は考えておりませんので、とにかく現実的に見て、今の刑法をひもといてみれば八十五条乃至八十八条の元の条文はなくなつて来るわけですが、そういうものなくなつておる現在の法制の下において、そうして一方においては自衛隊を作り、又MSAの兵器をもち、新しい事柄が發生しておりますからして、すなわちこの新しい事態を母体にして考えていくことが必要だ、極めて純真な気持ちでございましてあります。

○羽仁五郎君 この旧刑法八十五条から八十八条までが削除されたということは、軍隊或いは武力行使或いはそれに伴う秘密或いはその漏洩ということとはなくなつたから、これを削つたというお答えでありましたが、そこには原理的にもつと深い問題があるのではないかと。即ち単になくなつたのではなく、それらをなくすべきだという主張が削除の根拠となつていたのではないかと。即ち憲法において戦争の放棄、で憲法における戦争の放棄、それから刑法八十五条から八十八条までの削除というものの基礎には私は重大な問題があると思ひます。それは国民の基本的権利というものが第一であるか、それとも軍事的秘密というものが第一であるかという点だ、現在の刑法というものは、現在の憲法及び現在の刑法というものは、国民の基本的権利というものが第一の問題である。パラマウントのものである。

軍事的秘密というものは区々たるものである。我々が国を守るのに基本的人権を守つて初めて国が守れるのだ。又守るものがそこにあるのだ。これを第二のものと考へて、軍事的秘密というものが第一のものだ、というように考へ方をすれば、基本的人権は確立しないし、従つて守るに値するものがそこには確立しないし、又それを守る方法の上においても、国民の基本的権利というものを尊重しないで、どうして国を守ることが出来るであらうか。即ちもつと端的に申上げれば、国民を大事にしてこそ守るものもできる。その国を守ることもできる。軍隊とか、戦力というもので、国を守ろうという考へでは、守るに値する国もできない。その国を守ることもできないのである。もつと端的に言へば、文化というものが大事なのか、それとも戦争というものが大事なのか。敗戦によつて我々が経験したことは、武力などによつて国が守れるものでないということ、それを学んだ以外には、あらゆる犠牲というものは無益になるのだ。今日まだ愛する家族の許に帰れない人がいる。そのときに又この日本から外国に国民を出そうということを、政府が軽々しく先日来参参があるが、あなた方御自身にしてみたら、自分が自分の家族の許に帰れないで外国に今日までいる、或いはそのために今日まで葉巻なり、何なりに入つておる人がいる。その人の問題を解決し、それが出来るのだ、それがどういふ意味でおでよくなるのか。この点で私は木村長官、並びに佐藤長官に向つて伺

たいのですが、今政府は国民の基本的人権が第一のものであるというふうにお考えなのか、それとも軍の秘密というふうなものが第一のものであるというふうにお考えになつておるのか、どつちですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 国民の基本的人権の大事なることは、羽仁君と同様に私も考へております。かるが故に我々は国の安全を期したいと考へております。国の安全が期せられなければ、根本的に国民の基本的権利が確立されぬのであります。我々といひましては、今羽仁君が自衛隊が海外派兵するというふうな懸念をお持ちになつておるようでありませんが、さうなことは断じてないといふことはしつぱしつぱ繰り返して申上げたところでありませぬ。ただ、ただ外部からの不当攻撃に対して国を守つて行かなければ、国民の自由も、基本的人権もすべて御破算になつてしまふのだ。それを守つて国の安全を期しようといふのがこの法案の趣旨であります。我々といひましては、どこまでも国民の基本的人権を尊重しなければならぬという精神には変わりないのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 今木村長官の答へましたところに全く同感でございます。何ら附加すべきものを持ちません。

○羽仁五郎君 今の政府の御答へを我々は信ずることが出来るかできないかというところは、即ち国民の基本的人権というものを制限するには、よく／＼の場合でなければ制限できないという態度をとられる場合にのみ、そういうことが言われると思ひます。従つて先日来電田委員からの御質疑に対して、国

第四部 法務委員会会議録第二十八号 昭和二十九年五月一日 参議院

民の人権というものを制限するの、制限せざるを得ないような現実の様々な問題があるのかという質問に対して、そういうものがあるとなかろうと、そういう必要がある。又そういうことが起つては大変だから制限するのだというお考えは、これは只今の御答弁と矛盾するものだと考えます。国民の基本的な人権というものは尊重する。尊重するという事は制限しないという事です。これを制限するには、よくよくのことがなければ制限することができない。そのよくよくのことがあるかと言へば、そのよくよくのことがない。そのよくよくのことがないのだから制限するというのが起るようでは困るから制限するという御答弁だつた。この点は是非本案審議の過程において政府の態度を明らかにせられたい。即ち政府は敗戦前旧帝国憲法時代と同様に、法律によつて基本的人権は制限し得るものというお考えであるのか。それならばそうだとお考えをばつくりさして頂きたい。それとも新憲法によつて基本的人権というものは制限することはできないものだというお考えの上で立つておるのであるか、いずれであるかお答え願ひたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) よくよくのことが発生してしまへば、これはすべてこれは破壊に導いてしまふのであります。このならざる前に我々は第一必要であろうと考えます。世界独立国家大多数の国においてはことごとく軍備は持つておられます。而もそれに呼応してこの規律を守る法案ができておることは御承知の通りであります。日本においては、アメリカの駐留軍と日

本の只今の保安隊、将来におきます自衛隊と手をとつて、日本の国の安全を守つて行こうというのであります。従いまして国の安全を守るためには、それだけの手当は是非とも必要である。木法案も国の安全を守るという根本趣旨から来ておるのであります。国の安全を守るという事は、もとよりこれは公共の福祉と一致するものであります。公共の福祉のためには国民の基本的な人権も或る程度制限するの事は、これは止むを得ざる事理であらうと我々は考えております。その大所高所の見地から我々はこの法案を提出しておるわけでありませぬ。

○羽仁五郎君 刑法第八十五条から八十八条までが削除されましたその理由について、当時、つまり第一回国会でありましたが、昭和二十二年、そのとき政府委員の説明というものを今日政府委員は認められるのですか、認められないのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 昨日実はそれを役所で見ようと思つておりました。が、実は見ておりませんが、ちよつと内容を……

○羽仁五郎君 理論上はどうですか。法制局長官、第一回国会において政府委員が答えた答弁の趣旨というものは、現在の政府もそれに責任を負うものであるのは当然であると思つておられるのか、この間からとき々、別の内閣が答えたことだから責任を負わなかつたか、或いは自分が大臣でなかつたときのことだから知らないとか、これを政府は言われるようですが、これはいづれかの党派の別に幹事長が答えたことでも何でもないで、日本国の政府が国会において明かにされたことだから

現在の政府もそれを忠実に守られ、それに責任を負われるのが理論上当然じやないですか。今取寄せてお眼にかけてみれば、その前に理論上どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 責任という問題になりますとこの間からずつとお答えておる通りであつて、責任がずつとあるという事になります。たまたま同じ内閣、仮に吉田さんの第一次内閣のやつたことと、その間違ひが今発見されたという場合には、第一次吉田内閣の不信任決議が今の衆議院でできるという事で、そうして和田博雄さんだのここにおられる一松さん、当時の閣僚がみんな責任を負わなければならぬという事になつてしまつて、これは理論上から言つて、そういう事はあり得ないので、そういう意味の責任関係というものは、これはみんな責任というものが一つの内閣ごとくに区切りがついて基礎が變つて来ておりますから、そういうことの意味の責任というものはこれは論理上成立したなにかだと思ひます。ただ併し今の言葉の中で傾聴に値することは、とにかく政府として説明したことじやないか、それを知らぬ存せぬとして政府として言ひ張ることができるとかどうかという事は、これは責任の問題とは別としてとにかくそういう趣旨で仰せられたというなら、それは責任の問題としてそれを一応尊重してこれは見て行かなければならぬ。併し今度は法律屋としての立場から御説明いたしますと、とにかくこの法律の解釈といふものは、その文理解釈、条理解釈等によつて普通の解釈によつてこれを解釈して

行かなければならぬのであつて、そのときの理由というものはこれは整々の第三次、第四次の場合の参考になりますけれども、理由を以て直ちにこれを正面の解釈を振りかざして行くという事は、これは全然できないと思ひます。例へば裁判官のような全然手続の過程を御承知ない方が、冷やかな第三者の客観的な立場において判断して、そうして正しい判断が下されるといふことであります。その制定のときの理由とかいふものは、法律解釈の筋から言つて、未のほうのものであるといふことを先ず申上げなければならぬと思ひます。併しながら今速記録を取寄せておられると思ひますけれども、私のほうでは恐らく工合が悪いといふことで御指摘なさろうと思つておられることがあつても知れませぬ。

併しそれは新憲法で戦争放棄といふ条文が入つたから、新憲法の精神から八十五乃至八十八条は要らなくなつたのだといふことが或いはあるかも知れない。それがきつと私たちがいじめようとしてお考えになつておられるじやないかと思ひますが、それはやはりこの軍事上の問題を取上げて、もと正意の意味での軍事上云々という問題になりますと、これは私は新憲法の下では厳密な意味での軍事上といふことはあり得ないと思ひますから、この意味ではちつとも矛盾してないのだといふことの意味で考えております。

○羽仁五郎君 佐藤さんの論理を多に年々互つて拝聴して居るので参考になる点が多いのですが、あなはいつてもソフィスティ的な論理を弄せられる。私は、いつも政府の責任と言つて居るの

は、明確に国会における速記録に残つて居るところのものについて責任を負うかといふことを言つて居るのです。ですから先ほどおつしやるような或いは和田博雄君といふようなそういうふうな人の場合は全く違ふと思ひます。且つ又その国会の速記録が、どういふ場合に政府が責任をとるべきだといふことかと申せば、例へば今の裁判所においてそのいづれの解釈をとるべきかといふように五分々の疑問がある場合、そういう場合にはその立法の際の国会における政府委員の答弁といふものが唯一の私は判断の根拠だろつと思ふ。で、若しそうでないとするならば、国会といふものは無益です。我々がここであなたの方の御答弁を伺つておられることは、そんなことはやめて、本日はメーデーに参加するほうが遙かに有意義であるという理論が成り立つて行く。だから国会といふものは困窮の最高機関であるといふことを誠実にその趣旨に副おうとするならば、法律についてその解釈について五分々の疑惑がある、或いは有力な疑惑がある、或いはたとえそれが少数であつても併し深刻な疑惑がある、こういうような場合に、政府委員が国会において説明されたその説明といふものに対して、たとえ後の政府といへども責任を負わなければ、国会の機能といふものは無に滞するのじやないか。この点どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやるやうな一面の考へ方といふものは確かに成り立つと思ひますけれども、まあ国会が一体政府をそれほど重く見て下さつて居るかどうか、又重く見て下さるべきものかどうかといふことも又一

は、明確に国会における速記録に残つて居るところのものについて責任を負うかといふことを言つて居るのです。ですから先ほどおつしやるような或いは和田博雄君といふようなそういうふうな人の場合は全く違ふと思ひます。且つ又その国会の速記録が、どういふ場合に政府が責任をとるべきだといふことかと申せば、例へば今の裁判所においてそのいづれの解釈をとるべきかといふように五分々の疑問がある場合、そういう場合にはその立法の際の国会における政府委員の答弁といふものが唯一の私は判断の根拠だろつと思ふ。で、若しそうでないとするならば、国会といふものは無益です。我々がここであなたの方の御答弁を伺つておられることは、そんなことはやめて、本日はメーデーに参加するほうが遙かに有意義であるという理論が成り立つて行く。だから国会といふものは困窮の最高機関であるといふことを誠実にその趣旨に副おうとするならば、法律についてその解釈について五分々の疑惑がある、或いは有力な疑惑がある、或いはたとえそれが少数であつても併し深刻な疑惑がある、こういうような場合に、政府委員が国会において説明されたその説明といふものに対して、たとえ後の政府といへども責任を負わなければ、国会の機能といふものは無に滞するのじやないか。この点どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやるやうな一面の考へ方といふものは確かに成り立つと思ひますけれども、まあ国会が一体政府をそれほど重く見て下さつて居るかどうか、又重く見て下さるべきものかどうかといふことも又一



私は言うのです。クーデターというのは容勿ならん言葉です。いんや政府が陋劣なる手段を以て不信任案を否決した。陋劣なる手段というのは何を以て言われるか。こういう陋劣な手段があるから政府は慎めと御批判なさるの、これは御自由です。

○羽仁五郎君 その点が殊に法務委員会では私は十分に政府がお考えを願わなければならぬと思つて、言論は自由であるといふふうにおつしやりながら、併しその言論の表現の仕方には慎しんでやらなければならぬ点がある、或いは国民を誤るようなことは慎んでやらなければならぬ、これはこの言論といふものを本当に尊重せられるか、それともやはり言論といふものに對して独断的な統制を加えようと思つておられるか、これはあなたもよく御承知のことと思つて、戦争中軍部などの言論に対する態度はつまりそれだつた。建設的な言論は歓迎する、併しながら破壊的な言論は絶対禁止する、併し言論は尊重する。併しながら表現の仕方については慎んでもらわなければならぬ。これは私はよくこの秘密保護法案をここで御説明なさるときに御反省を願いたいと思つたのです、言論は随くまで言論です。どんなひどい言葉を使つても、そこに実害は発生しない。私は繰返して申し上げますが、ギリシヤ以後言葉が害をなすといふことはないので、勿論私はできるだけ失礼に亘つたり、或いは国民を誤らせたり、或いは無用な激しい言葉を使おうと思つておられるのではない、併し陋劣な手段を用いるといふことは、これは私の言葉しやないのです。世間の言葉である。その世間の言葉といふ

のは、何を指すかと言へば、反対党でその決議を以て不信任案可決ということが決定されておりましたときのことを指すのです。そうしてクーデターといふことは、これはあなたに……これは岩淵君の、いずれも私の言葉じゃありませんけれども、併し私がそれらの言葉を引用するのは、それは決して根拠のないことじやないのです。いづれにせよ、根拠があるかないかといふことについて、少くとも議論の余地があることなんです。それはあなたも認めになるだらうと思つて、全く根拠なしというあなたのお考えもございませう、併し社会にはそれに根拠があるといふ考え方もある。それで私が申し上げたのは、まあ政府がクーデターをやつておられるといふふうなことがNHKを通じて言われるといふことが、私にはあなた以上の問題を感ずればこそ、ここでそれを申し上げるので、私自身はまあこともあろうに、NHKを通じて、そうして日本の政治評論家として多く信頼を受けておられる方が、そうしてこの方は恐らく吉田内閣に對してその基本的な反対の立場を従前からとられていたわけじやないので、相当同情的に御覧になつていた評論家じやないかと思つて、そういう方がそういう言葉をお使いになる。これは勿論あなたが今おつしやるように、それによつて国民の判断を誤らせるといふ点も考へなければなりません、併しそれを最後に救うものは政府の態度です。これは国民を誤らせられたからといつて、その人の口を黙らせるといふことによつて問題は解決しないのです。事実において政府がクーデターなどを行なつたのではない、実に民主主義的な

政府であるといふことを国民が服すれば、それによつて初めて問題は解決するので、私はこの秘密保護法案に當つて、第一に政府が明らかにせらるべき態度は、この国民の基本的な権利、なかんづく言論の自由といふものを最高のものとして尊重するといふ態度をおとりになるかならないかといふところにかかつて来ると思つて、その点についてどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 我々は言論の自由を認めるのであります。認めるからこの法案についても十分の御審議を願つておるんです。そこで具体的な問題は、この法案についてどこが言論の自由を束縛するかといふことを、具体的にあなた方は御指摘になつて、これをおつしやればよい。ただ抽象的に政府がクーデター云々といふふうな言葉を使われるから、私はこの法案の具体的にとどこが言論の自由を束縛する、それだから政府も反省して、政府も考え直せといふことであれば、我々も率直にそれについて検討をする、又介明する。ただ抽象的に政府がクーデター云々、或いは陋劣な手段を以て不信任案を否決したといふふうな言葉をあなたがここでお使いになるから言ひなす。そういうことがあつてはいかぬ、如何に言論が自由であるといへども、言論の自由においてもおよそ限度があるのであります。我々は他人を罵倒してそれを快しとしないのであります。率直に我々がこの法案を審議するときは、この法案のどこが言論の自由を束縛する、政府はもう一遍考え直すと、思ひます。

○羽仁五郎君 その点については本當に私は今長官がおつしやつておられることじやないと思つて、問題は……政府が本當に言論を尊重なさるお気持ちであるかどうかといふことをこれは十分明らかにされて、まあいわけばこの法律案の第一条に、亀田委員の御質疑にもありましたが、本法案の最初に書かなくてはならないことだから書かないといふふうな御答もできるでしよう。併し、この法案が言論界或いはその他長官御自身の御出身である弁護士会、それら有識者の間に与えておる不安も、要するに政府は言論の制限といふことを容易になし得るといふ立場に立つておられるのじやないか、それを危惧されているからなのです。私は言論は自由だ、けれどもその言論の表現の仕方には文句があるといふお立場をおとりになるかどうか。法制局長官の御意見を伺つておきましよう。

○政府委員(佐藤達夫君) もとより言論は自由でございますけれども、これが他人を害するやうな形になつて参りますと、人権の限界を超えておる。例へば名誉を毀損するとか、侮辱に亘るといふことが基本的な人権の、保障されている基本的な人権の限界の外であるといふことを申し上げたいと思ひます。

○羽仁五郎君 憲法が私は第一に保障しているのは言論の自由だと思つて、それで今おつしやるやうなことは第二義的な問題である。これは誤つてしまふと、旧憲法時代と少しも変わらないのじやないかと思ひます。それは誤つてしまふと、旧憲法と同じになること

はおつしやる通りと思ひます。○羽仁五郎君 今の刑法から第八十五条から八十八条が削除されましたときの政府の答弁で、前の旧刑法の八十五条から八十八条までは、日本に戦争状態の発生といふことが前提となつて設けられておるところの基本的な人権の制限である。然るに今日は日本には戦争状態の発生といふことは予想されないので、従つてこれらが削られたのだ、この点については御答弁は如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは先ほど私が先廻りしてお答したところで、できるだけ申し上げなければ、当時残された条文を御覧頂くと、八十一条、八十二条等があるわけでありまして、これらにもやはり「外国三通謀シテ日本国ニ對シ武力ヲ行使スル」といふやうなことがあるのであります。これは本質的な部分と、そうでない部分と両方あると思ひます。例へば軍事上の秘密な部分といふものは、当時として大體立法政策の問題としてもこれは軍隊といふものは……、これは立法政策といふよりも、司令部の指令といつたほうが率直かも知れませんが、そういうことで軍隊はなくなつた。と同時に軍法會議もなくなつた、陸軍刑法もなくなつた、海軍刑法もなくなつた、そういう時代でありまして、それともこの要素の中に入つておられます。それよりも恐らく憲法との関係をお聞きになりたいのだと思つておられるので、要するに先ほど申しましたやうに、軍事上といふやうな言葉は、嚴格な意味での新憲法の趣旨に合致しない、そういうことは確かにあつたと思ひます。

○羽仁五郎君 この言葉の本来の意味において、軍事上の秘密というものは、今日の日本に存在し得ない、これは決して枝葉末節のことを申し上げているのではないのです。ところで現在のこの立法によつて政府が守られようとするような、そういう軍事上の秘密というものと、憲法が禁じておられる軍事上の秘密というものの間には何か違いがなければならぬと思うのです。この違いは一体どういふところに政府はお認めになつておるのであらうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 形式論理といつて御批評を受けるかも知れませんが、けれども、根本の筋を辿つて行きますといふと、憲法でとにかく戦力を禁止しておる。いわゆる我々の正確な意味で言つておる軍備というものは憲法で禁止してある。或いは交戦権というものは禁止してあるという場合から言ひまして、本格的に言ひますならば、厳密な意味でのいわゆる軍備というものはいづれの面からも持てないといふことは、これは明らかだろつと思ひます。そういう関係から今の結論がずつと導き出されて来るように思ひます。今度御提案申上げておるのは、とにかくこの憲法の第九條に抵触しない限り内において自衛力を持つておること、が前提になつて、そしてそのための手段として自衛隊を持つて、そして武器をアメリカから借りよう、その武器は秘密がついておる。その秘密を守らなければ、結局その目的を達し得ないという論法で結論が出て来る事柄のようによつておられます。

○羽仁五郎君 先日、本委員会で公聴会を開催せられましたときに、大竹公

述人もそういうことをおつしやつていたと思つてあります。旧軍機保護法或いは国防法保安法、そういう時代には日本が本来的な軍事上の秘密があるという考え方の上に立つておる。けれども今日の日本としては日本に本来的な軍事上の秘密プロパーというものはないといふ考え方の上に立つべきものだといふふうに了解できる御意見を述べておられたのです。私は傾聴すべき御意見だと思ひます。我々として考へなければならぬことは、そこに如何なる差があるのか、その違いが何であるか、その差は立法上どういふふう

に尊重されるべきものかといふことが、私は第一の問題だと思つておる。憲法との関係において私は実際政府御自身ばかりでなく、我々もこの立法がなされる上に、飽くまでやはり違憲の疑いがないといふ立法に行くべきものだと思つておる。その点から丁度言葉は言葉があるかも知れませんが、政府が使つておる戦力なき軍隊と言つておる。そうするとそれと並んでこれに適用されるべきことは、秘密なき軍隊といふことであるならば、それは完全に一致するのです。戦力なき軍隊といふことは同時に秘密なき軍隊といふことであるのじやないか。然るにここに秘密といふものが保護しなければならぬといふお考えになつて来る。つまり軍事上の秘密プロパーといふものと、それからここで規定されようとする秘密といふものは本質的に違ひがある。その本質的な違ひといふものは、そうしてその軍事上の秘密プロパーではない軍事上の秘密といふものを立法上保護しようとするならば、どういふふうにしなけれ

ばならないか、この点について考へなければならぬと思つて何つておるの

です。私はこの近代的な国家における軍事上の秘密の取扱ひ方はいろいろ取扱ひ方があると思つておる。今までの衆参両院におけるいろいろの質疑を拜見したり、読んだりしても、大体私は三つのものがあるのじやないかと思つておる。それは今申上げる敗戦前の旧帝国憲法が主張していたような軍事上の秘密プロパーといふものがある。それは基本的人権よりも遙かに高くなつておりましたよ、事実上……。さつとき濫用されれば同じだといふふうにおつしやつてい

ましたけれども、濫用以前に、旧帝国憲法時代には基本的人権といふものは認めていないのです。ただ言葉の上に認めておる。言つても、軍事上の秘密といふものをそれよりも重く考へた。国の安全といふようなものを害すれば、殺しても何してもいいといふような考へがあつたから、そういうような意味における軍事上の秘密プロパーといふものと、それからそれは全く逆の、反対の側と言ひます。現在のいろいろ法律で問題なく認められておるような、いわゆる行政上の秘密といふようなものは、いろいろ法律が出ておられます。公務員に関する秘密とか、この二つのものは明らかです。その中に今度はいわばその中間のようなものとしてここに立法を御希望になつておるような種類の秘密といふものが出て来るのじやないか。で、私はその点について法制局長官が詳細な説明をして頂ければ有難いと思ひま

す。

○政府委員(佐藤達夫君) さすがによくおわかりになつておると思つて感心して何つたのであります。戦力なき軍隊といふものと秘密なき軍隊といふのと、これは同列にならないのです。戦力なき軍隊といふ言葉そのものが如何にも政府が言ひ出したことのようなお言葉ですけれども、これもちよつと漏衣でございまして、これは新聞記事に出た非常にスマートな表現でありました。政府がそんなスマートな表現をした覚えはございません。そこで、戦力なき軍隊といふ場合には、これは勿論憲法に照してこれを考へれば戦力に達しない規模のもので、そして交戦権の行使に当らないといふ実力部隊だと、それを翻訳して面白く書けば、戦力なき軍隊といふことになるわけでありませう。これは憲法と直接結び付いておる言葉でありますから、その意味では大いに敬意を表するわけでありませう。ところが、秘密なき軍隊、これは先ほどのお言葉で非常に感心したの

は、秘密なき行政といふのは、これは観念上あり得ない。例えば警察について申しますと、秘密なき警察といふことがあり得るかどうか。明日踏み込んで調べるのに、あらかじめその秘密をばらしておいて、堂々と踏み込むといふことでは警察の目的を達しませんから、これは先ほどの戦力なき軍隊といふ言葉とは違つた分野の部面を押えた言葉であると思ひます。でありますからして、秘密なき軍隊といふことではなしに、とにかく一つの国を守るという実力組織について秘密があるのかないのかという問題でありまして、それを翻訳すれば秘密のない警察権の活動、或いは秘密のない警察権の活動、

す。

そういうものがあるかどうか、それと共通の問題であらうと思ひます。その点は確かに御指摘の通りであると、思つておられます。

○羽仁五郎君 それで御答弁よろしいですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私のしやべりました限りにおきましては正しいと思ひます。従つて、あなたのお言葉の中の一部分と、私のしやべつたところと全く一致しております。一部分と一致しております。

○羽仁五郎君 それでは今本案によりまして政府が保護されようとしております秘密は一般公務員の守る対象となつておる秘密と同じ種類のものであるといふ御答弁と伺ひましたが、それではよろしくございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) 役所関係の秘密であります以上は、すべてその役所その秘密に關係のある公務員が、厳密にこれを守るべきものでありますからして、その意味においては共通の部面を持つておるわけでありませう。

○羽仁五郎君 その内包において一致するのみならず、外延においても一致しますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 必ずしもお言葉でちよつとわかりませんが、国民に対して秘密に対する強制を及ぼしながら、その役所の關係の役人は秘密を守らなくてもいいと、そんなものはあるはずはありません。必ず役所の秘密である以上は、役所の職員が先ず第一的に守らなければならぬ。そういう秘密があつて、その中で役所の内部規律だけで保つておる場合と、更に役所で守る以外に、一般の外部關係の

す。

人にもそれを守つてもらおうとする場合と、秘密の段階においていろ／＼あるわけでありませう。

○羽仁五郎君 それじや言葉を簡単に申上げて、主としてまあ秘密に同一であるというふうにお考えになるのか、それとも私のほうで多少譲歩して主として同一だというお考えでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 同一というのはいさゝか意味ですか。

○羽仁五郎君 つまり一般行政上のいわゆる秘密ですね、明日警察が踏み込むという場合です。検察庁が与党の幹事長を逮捕するというふうなきめた場合の秘密ですね。それと同じものであるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) どうもよくわかりませんが、とにかく秘密ということには人に知られちゃ困るといふことではありますから、その意味においてはまさに同じことではあります。それから先のことはいさゝかお言葉を伺わないとどうも答えができません。

○羽仁五郎君 それじや一言だけ、次回に詳しく御答弁願ひたい。勿論只今願ひたいのです、国際的にあります言葉のうちにはクラシファイド・マテリアルというのがあります、クラシファイド・マテリアルという場合の秘密性、それは今私が伺つていような問題になる、旧帝国憲法時代の軍事上の秘密プロパー、本来の軍事上の秘密というものと、今の行政上の秘密、明日警察が踏み込むといふことについて守らなければならぬ程度の秘密というものとどちらの関係にあるものか、そのクラシファイド・マテリアルのそのクラシファイドの言葉の使い方、それはどんなふうにか

御了解になつていられるか伺つておきたいのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) そういう高な立場から深く考えたこともございませぬし、又私どもとしてはそこまで考える必要はないので、現実的の必要性という角度から、その必要性を達するために、どういふ立法をしたらいいかという一言に尽きるわけでありませぬ。いろいろ又その点についてはお教えを願ひたいと思ひますが、そういう角度から考えますと、人に知られちゃ困るといふのが秘密であつて、それが役所関係であれば役所の中にあつてそれを守る手段として、いろ／＼その秘密に依つての、或いは又その秘密が漏れることの恐ろしさといふことに依つての手段が法律上、これは立法政策の問題だと私は思つております。立法政策の問題としていろ／＼な手段が法律的に考えられて行くといふことに尽きるのじやないかと思ひます。

○羽仁五郎君 この問題については第二の問題、即ち第一の問題についてもまだ私は伺わなければならぬと思つてますが、第二の問題としてやはり十分に御説明を願つておかなければならぬと思ひます。この日米相互防衛援助協定の中で、アメリカにおいて秘密とされているものと同等の取扱を日本でもするということなんですね。このアメリカで秘密とされているものはアメリカに国内法があつて、マクマホン法そのほかの法律がありまして、外国にこれを、日本もそれによつて、アメリカから見れば外国ですが、外国にアメリカから渡す秘密には等級があり、制限がある。従つてアメリカにおいて外国にこれを譲ることのできる法

律というものは、アメリカにおいてはいろいろ措置によつて守られていられるのであるか。立法によつて守られていられるものであるか、或いは行政措置によつて守られていられるものであるか、且つ又その立法の場合にもアメリカ国民全体に及ぼすところの立法によつて守られていられるものであるか。それとも直接その秘密を扱う人だけによつて守られているものであるか。その点で私は三段になつていられるといふふうにお考えられるのです。で、先日来各委員の御指摘の中にもアメリカが、というか、日米相互防衛援助協定によつて要求せられる措置が考えられる。その措置の中にも必要にして十分な措置をなせば、我々は、我々とはどうか、政府はその目的を達せられるのであつて、その必要にして十分な措置以上の措置を本立法において企てられておられるのじやないかという点が非常に大きな疑惑の、重大な疑惑の点なので、その点についての御説明が十分詳細ではございませぬ。そこでこの日米相互防衛援助協定によつてアメリカと同じような措置といたうときに、アメリカではどういふ措置をしているのであるか。今問題になるアメリカから日本に供与するだろうと考へられるような秘密ですね。それをアメリカではどういふ措置によつて護つていられるのかその説明をして頂きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) たしかこの間のお話でマクマホン法は我々の宿題になつておるはずでありますから、それをよく研究してお答えしますが、大體の根本から申しますと、アメリカでも勿論軍隊保護の法律を持つて

おりますからして、この法律の書き方は幅の広い書き方になつております。ただ、クラシファイケーションのほうのやり方が、これは部内だけの取締り、注意によつてあれすべしといふので、それを外に盗まれた場合に、その人を罰するかどうかの罰しを付けるまでもないといふようなクラシファイケーションは、抽象的にはあり得るかと思ひますけれども、これは残念ながら私はそのほうの立場ではないので、そのほうのお答えはいたしかねます。

○羽仁五郎君 その点について政府が十分の御研究をなさらないでこの立案をなさつたと私は信じませんが、いさゝしく次回に詳しく御説明を願ひたいと思ひます。で、日米相互防衛援助協定の中で、アメリカと同じ取扱いは日本であるのか、そのアメリカではどういふ取扱ひをこの種の秘密についてやつていられるのか、そうすれば日本でもそれと同じ取扱ひをすればよい。で今お話のように例へば部内だけで秘密にしておけばいいといふふうにはアメリカではなつておるものか。それを日本で国民にまで及ぼすような立法措置をするといふことになれば、この日米相互防衛援助協定の解釈によつて非常なアンバランスがある。アメリカにおいてとる措置とこの措置と、日本においてとる措置といふものと著しく均衡を失するといふことになる。こういうことが若し生ずると、我々は国民に対して申訳がない。アメリカが要求した以上、アメリカというよりもこの協定が要求する以上のことをこの立法でなすといふことは、必要にして十分な措置を超えて、日本国民の基本的な人権を制限することになる。それは許されぬことだと思

いますから、今の点ですね、この協定において日本が護ることが要求せられておるところの秘密、それについてアメリカ側ではどういふ程度のその秘密の保護の措置をとつておられるのであるかといふことを詳しく、そしてはつきりと御説明を願つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この法律そのものことについて先ほど触れられましたように、法律そのものはアメリカのみならず、どの国でも軍機保護法という形のもの非常に広い形になつておりますことは御承知の通りでございまして、私は法律そのものとしてのアンバランスはこの国と比べても、或いはアメリカと比べても勿論のことではありますけれども、この法案はアンバランスは絶対ないと思ひます。ただ先ほど触れました、どういふものに記しを付けるという扱ひの問題になりませぬ、おつしやるようなことが出て来るかと思ひます。

○羽仁五郎君 どうも私の申上げることが十分おわかりなさらぬと思ひますから、これは次回にでも一つお答えを願ひたいと思つてますが、アメリカが日本に供与する秘密ですね、それはアメリカの国内法によつて或る程度以上の秘密は日本に供与できない、又或る程度以上の秘密を、日本でアメリカが用いるという場合には、その情報を日本に与えることはできませんけれども、MSAに対する反対討論の中でも申上げておりましたが、イギリスのチャーチルがイギリスの議会で答へられたものの中に、水爆乃至原爆をアメリカがイギリスにおけるアメリカの基地において使用するかどうかといふこ

とが十分おわかりなさらぬと思ひますから、これは次回にでも一つお答えを願ひたいと思つてますが、アメリカが日本に供与する秘密ですね、それはアメリカの国内法によつて或る程度以上の秘密は日本に供与できない、又或る程度以上の秘密を、日本でアメリカが用いるという場合には、その情報を日本に与えることはできませんけれども、MSAに対する反対討論の中でも申上げておりましたが、イギリスのチャーチルがイギリスの議会で答へられたものの中に、水爆乃至原爆をアメリカがイギリスにおけるアメリカの基地において使用するかどうかといふこ

とについて、事前にイギリスとアメリカとの政府が相談するということは、マクマホン法によつてできない。即ちチャーチルといえどもそれについては確信がない、アメリカが使うのか使わないのかという……。ここに二つの問題があるのだ。でその一つはつまり日本の政府に供与し、且つそれを供与するのですから、当然護つてもらふという相談によつて、日本に供与する秘密というものが、本法の対象になつておるのだらうと思う。それからもう一つの問題は、先日来木村長官は日本で原爆の使用ということは絶対にあり得ないことだといふに答弁になつておりますが、これはイギリスのイギリス議会におけるチャーチル首相の御答弁とは大分違つております。で木村長官は日本で原爆、水爆を使用されるということは、飽くまで防くというお気持ちでしようけれども、併しそれをやるかやらないかということは、イギリスの場合では、これはアメリカの決定することであつて、そしてその決定についてイギリスの場合にはイギリスの政府に相談をしない。ですからこの点についてもあとで木村長官から十分に伺つておかなければならないと思うのですが、今差当りその憲法との關係で問題になるのは、日米相互防衛援助協定によつて、アメリカは日本に供与しようとするいわゆる軍事上の秘密ですね。この軍事上の秘密というものは、私の考へるところでは、いわゆるアメリカにおいては部内においてその秘密が護られればそれでいいという程度のものでしかならぬと思ふ。それじや日本でその国民の権利をも制限するよふなことに、言論の自由といふよふな重

大な権利をも制限するような立法をなすといふことですね、そこにアンパラスがあるのじやないかといふことで、今法制局長官の意見では、どこにも軍機保護法というものがあつて、従つて日本がその法律を作つても別にアンパラスはないといふことなんであります。問題は、この法律案の問題はさういふことにあるのじやない。それはさつき憲法に關する第一の問題とも関連して来る問題なので、ここで問題になるのは、アメリカが日本に供与するであらうと考へられる秘密なんです。その秘密の取扱いについて、アメリカでは軍機保護法の取扱いで一般的にやつておるのでなく、その日本に供与することが許されておる程度の秘密といふもののアメリカの取扱いですね、それは軍機保護法といふよふな重大な取扱いじやない取扱いでやつておるのであります。で日本でもそれと相對する取扱いをすること、必要にして十分じやないかといふ点なんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 補足してお答え申上げます。よその国の立法は先ほど触れましたように非常に広いのであります。今度の御提案申上げておられます内容の体裁は、一条の三項に明らかになつて、更にそれよりも限定しておることを一つ申添えておきたいのと、それからもう一つはその秘密、アメリカで罰則を以て臨んでおらないよふなもの、日本で罰則を以て臨むといふよふなことになるかどうかといふ点に、先ほど御引用になりましたように、この協定の附屬書のBにありますが、向うでやつておりますよふに、法律も向うと同等に守つて行くといふことは当然なことでありませう。その点は御心配はないと思ひます。

○羽仁五郎君 その同等のものといふときに、向うではどういふ取扱いをしておるかといふことを次回にでも詳しく御説明を願ひたい。

○委員長(郡祐一君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始め。次回は六日午前十時から開會することといたし、本日はこれを以て散會いたします。

午後零時十九分散會

四月三十日日本委員会に左の事件を付託された。

一、利息制限法案(予備審査のため)の付託は三月十九日)

一、日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の實施に伴う刑事特別法案(予備審査のため)の付託は四月十四日)

昭和二十九年五月十三日印刷

昭和二十九年五月十四日發行

參議院事務局

印刷者

大藏省印刷局